

市第44号議案 横浜市手数料条例の一部改正について（建築局分）

1 趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部改正に伴い、必要となる手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号。以下「手数料条例」という。）の一部を改正します。

2 建築物省エネ法の改正に伴う手数料条例の改正

(1) 建築物省エネ法の認定制度の概要

建築物省エネ法は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために創設された法律で、平成27年7月に制定され、平成28年4月から一部の誘導的措置が施行されています。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下「性能向上計画認定」という。）の制度は、この誘導措置の一つです。

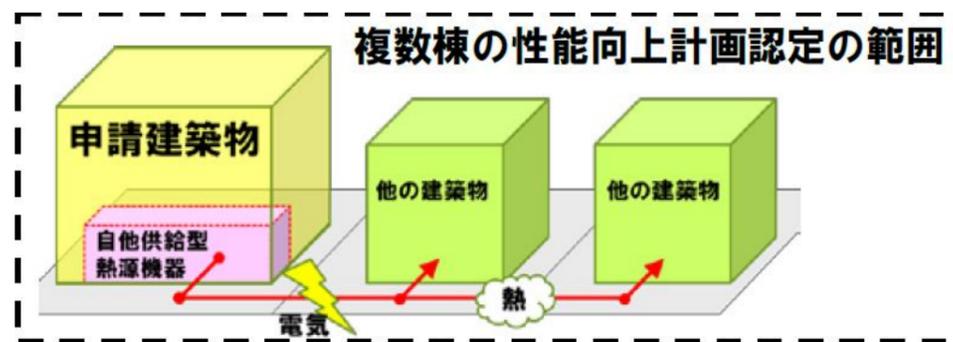
◎ 性能向上計画認定（容積率特例）

建築物を新築等する際に、建築物省エネ法の誘導基準を満たす省エネ性能の優れた建築物について、所管行政庁の認定を受けることにより、省エネ性能向上のための設備の設置部分について容積率の特例を受けることができます。

(2) 建築物省エネ法の改正概要（今回の手数料条例の一部改正に関わるもの）

令和元年5月17日に建築物省エネ法の一部が改正され、複数の建築物を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進するため、性能向上計画認定の対象に複数の建築物の連携による取組が追加されました。（公布日から6か月以内施行）

これにより、従来は1棟の建築物に対する性能向上計画認定のみ可能でしたが、下の図のように「他の建築物」にも熱や電気を供給する設備等を「申請建築物」に設置する場合には、複数棟の性能向上計画認定が可能になります。



※ 自他供給型熱源機器:「他の建築物」にも熱や電気を供給する設備

(3) 手数料条例の改正内容

新たな認定制度が開始されることに伴い、複数棟の性能向上計画認定をする場合には、棟ごとに手数料を算定し、それらを合計した金額を認定申請手数料として新たに規定します。

また、複数棟の性能向上計画認定を変更する場合も同様に、棟ごとに変更の有無に応じて手数料を算定し、それらを合計した金額を変更認定申請手数料とします。

3 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う手数料条例の改正

平成31年3月29日に租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和元年6月1日施行等）が公布され、租税特別措置法施行令に項ずれが生じています。このため、同施行令を引用している関係規定の整備を行います。

4 施行日

- (1) 建築物省エネ法の一部改正に伴う複数棟の性能向上計画認定申請手数料の新設
・・・改正された建築物省エネ法の施行日（公布日から6か月以内施行）と同日
- (2) 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係規定の整備・・・公布の日